諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年4月20日(平成28年(行情)諮問第318号) 答申日:平成29年6月9日(平成29年度(行情)答申第82号)

事件名:「平成26年度自衛隊統合業務計画の実施状況について(報告)」の

一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年度自衛隊統合業務計画の実施状況について(報告)(統幕 総第341号。27.5.21) (かがみを除く。)」(以下「本件対象 文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月22日付け防官文第1046号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると, おおむね以下のとおりである。

- (1)本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4)本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成2 4年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が 存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5)原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容 を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「年度自衛隊統合業務計画実施状況報告書」(最新

版)。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として「平成26年度自衛隊統合業務計画の実施状況について(報告)(統幕総第341号。27.5.21)」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条の規定を適用し、まず、平成27年9月7日付け防官文第13663号により、特定した行政文書のかがみ部分について全部開示決定を行った後、残余の部分(本件対象文書)について平成28年1月22日付け防官文第1046号により、法5条1号、3号及び4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条の該当性について

原処分において、不開示とした部分は別表のとおりであり、当該部分に 係る法5条該当性については、以下のとおりである。

- (1) 別表の番号1欄に掲げる部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当する。
- (2) 別表の番号2欄に掲げる部分は、自衛隊の統合運用の態勢整備、統合訓練の実施内容及び成果、統合通信に関する訓練の計画並びに特定の通信施設等の運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用及び統合通信に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
- (3) 別表の番号 3 欄に掲げる部分は、防衛省・自衛隊の情報収集・警戒監視、運用、情報保全、特殊作戦、サイバー能力、弾道ミサイル等対処訓練の成果及び訓練内容、特定の通信施設の配置、通信保全、通信、捕虜収容所の設置場所並びに武力攻撃事態生起時の運用構想等に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報収集・警戒監視に関する態勢・計画、自衛隊の運用態勢、カウンター・インテリジェンス上の取組や内容及び防ちょう能力や保全施策、特殊作戦やサイバー及び弾道ミサイル等対処に関する能力や練度、通信の運用要領や保全要領及び通信回線の構成並びに武力攻撃事態生起時の運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。
- (4) 別表の番号4欄に掲げる部分は、防衛、警備等計画に関する情報であり、これを公にすることにより、計画の作成及び見直しの手順並びに自衛隊の作戦構想等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する。

- (5) 別表の番号 5 欄に掲げる部分は、日米間における情報共有能力、運用 及び情報保証態勢並びに自衛隊が強化すべき能力等に関する情報であり、 これを公にすることにより、自衛隊の練度が推察されるなど、防衛省・ 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を 害するおそれ及び我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがある ことから、法 5 条 3 号に該当する。
- (6) 別表の番号6欄に掲げる部分は、公にしないことを前提とした他国との協力等に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当する。
- (7) 別表の番号7欄に掲げる部分は、公務員宿舎の所在に関する情報及び 秘匿携帯電話の使用者に関する情報であり、これを公にすることにより、 当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法 な侵入・破壊並びに当該携帯電話使用者の生命及び身体等への不当な侵 害といった犯罪を誘発させるおそれがあることから、法5条4号に該当 する。
- 3 異議申立人の主張について
- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及び表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必

要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法第5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号、3号及び4号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5)以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成28年4月20日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月12日 審議

④ 同月30日 異議申立人から意見書1及び2を収受

⑤ 平成29年5月25日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 法11条に規定する特例延長を適用した上、2回目の決定として、本件対 象文書について、その一部を法5条1号、3号及び4号に該当するとして 不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁 は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文 書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)個人に関する情報

別表の番号 1 欄に掲げる不開示部分には、死亡した自衛隊員の職名が 記載されていることが認められる。

当該部分は、他の情報と照合することにより当該隊員を識別し得る情報であると認められる。したがって、当該部分は、法5条1号本文前段

の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はないため、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 自衛隊の統合運用に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、陸・海・空自衛隊の統合運用の態勢整備、統合訓練の実施内容及び成果並びに統合通信の訓練等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸・海・空自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 自衛隊の態勢,能力等に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の情報収集・警戒監視、部隊運用、情報保全、特殊作戦、サイバー能力、弾道ミサイル等対処訓練、通信及び武力攻撃事態生起時の運用構想等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集・警戒監視に関する態勢・計画、部隊運用態勢、情報保全施策、特殊作戦やサイバー攻撃及び弾道ミサイル等への対処に関する能力や練度並びに通信及び武力攻撃事態生起時の運用要領等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4)防衛、警備等計画に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、防衛、警備等計画に関する 情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、計画の作成及び見直しの手順並びに自衛隊の作戦構想等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理

由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが 妥当である。

(5) 日米間の情報共有又は共同運用等に関する情報

別表の番号 5 欄に掲げる不開示部分には、日米間の情報共有能力及び 共同運用並びに自衛隊が強化すべき能力等に関する情報が記載されてい る。

当該部分は、これを公にすることにより、①自衛隊の練度が推察されるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあり、又は②米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 他国との協力に関する情報

別表の番号 6 欄に掲げる不開示部分には、互いに公にしないことを前提とした他国との協力に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 公務員宿舎の所在等に関する情報

別表の番号 7 欄に掲げる不開示部分には、公務員宿舎の所在に関する 情報及び秘匿携帯電話の使用者に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、テロ等による当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊並びに当該携帯電話使用者の生命及び身体等への不当な侵害といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 4 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 3 号及び 4 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条 1 号、 3 号及び 4 号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別表

番号			不開示とした部分
1	別紙	7頁	4 部隊運用
			(1)部隊の運用 コの一部
2	別紙	4 頁	(3)統合通信態勢の強化の一部
	別紙	8頁	4 部隊運用
			(3)統合運用に資する態勢の整備 エの一
			部
	別紙	12頁	6 教育訓練
			(2)統合訓練 アの一部
	別紙	13頁	6 教育訓練
			(2)統合訓練 イ(イ)の一部
	別紙	13頁	6 教育訓練
			(2)統合訓練 イ(オ)の一部
	別紙	14頁	6 教育訓練
	=		(2)統合訓練 ウ(ウ)の一部
	第1分冊	0 9 0 0 2	分析検討の一部
	第1分冊	09008	分析検討の一部
	第1分冊	0 9 1 0 4	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第1分冊	09301	実施時期,実施要領及び分析検討のそれぞれ
	** 4 /\ T		一部
	第1分冊	0 9 5 0 3	分析検討の一部
	第3分冊	45066	分析検討
	第3分冊	45094	分析検討の一部
	第3分冊	46046	分析検討
	第3分冊	46070	分析検討の一部
3	第3分冊	47078	分析検討の一部 4 部隊運用
3	別紙	5 頁	4 部隊運用 (1) 部隊の運用 アの一部
	 別紙	 5頁	4 部隊運用
	力リ和人	0 只	(1)部隊の運用 オの一部
	 別紙	7頁	4 部隊運用
	<u>ነነ ነ </u>		(1)部隊の運用 シの一部
	別紙	9頁	4 部隊運用
	73 3 1124		・
			部
<u> </u>			"

別紙	13頁	6 教育訓練
ንታነ ነነር		(2)統合訓練 イ(エ)の一部
第1分冊	0 2 0 5 4	分析検討の一部
第1分冊	0 2 0 5 5	分析検討の一部
第1分冊	0 2 0 5 8	実施状況の一部
第1分冊	0 2 1 0 7	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
第1分冊	02108	計画事項、実施状況の一部及び分析検討の一
ווון נל י ניצ	02100	部四事項,吳旭依然也可能模別的
第1分冊	02109	計画事項、実施状況の一部及び分析検討の一部
第1分冊	0 5 1 1 9	実施要領及び分析検討のそれぞれ一部
第1分冊	05120	実施要領及び分析検討のそれぞれ一部
第1分冊	05121	計画事項、実施要領及び分析検討のそれぞれ 一部
第1分冊	05122	計画事項、実施要領及び分析検討のそれぞれ 一部
第1分冊	05123	計画事項、実施要領及び分析検討のそれぞれ 一部
第1分冊	05124	計画事項及び実施要領並びに分析検討の一部
第1分冊	09006	実施時期及び分析検討の一部
第1分冊	09103	計画事項、実施要領及び分析検討のそれぞれ 一部
第1分冊	09202	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
第1分冊	1 3 2 0 1	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに 計画事項
第3分冊	25004	実施状況の一部
第3分冊	25033	実施状況及び分析内容のそれぞれ一部並びに実施時期
第3分冊	4 5 0 1 2	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
第3分冊	4 5 0 2 9	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
第3分冊	4 5 0 3 0	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
第3分冊	4 5 0 3 1	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに
		依頼事項
第3分冊	4 5 0 3 3	実施時期,実施状況及び分析検討のそれぞれ
		一部並びに依頼事項
第3分冊	45093	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに
		依頼事項

	第3分冊	46008	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	4 6 0 2 3	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	4 6 0 2 4	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	46025	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに
			依頼事項
	第3分冊	46068	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに
			依頼事項
	第3分冊	46076	分析検討の一部
	第3分冊	47008	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	47030	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	47031	依頼事項及び分析検討の一部
	第3分冊	47077	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに
			依頼事項
	第3分冊	48007	実施状況及び分析検討の一部
	第3分冊	5 2 0 0 5	実施時期,実施状況及び分析検討のそれぞれ
			一部並びに依頼事項
4	別紙	8頁	4 部隊運用
			(3)統合運用に資する態勢の整備 イのー
			部
	第2分冊	0 3 0 0 3	計画事項及び分析検討並びに実施状況の一部
	第2分冊	05108	計画事項,実施状況及び分析検討
	第2分冊	05109	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第2分冊	05110	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第2分冊	0 5 1 1 1	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	4 5 0 2 4	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに
			実施時期
	第3分冊	4 5 0 2 5	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	45026	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	46018	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	46019	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊第3分冊		実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに
	第3分冊	4 6 0 1 9	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに 実施時期
	第3分冊	4 6 0 1 9 4 6 0 2 0 4 7 0 1 9	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに 実施時期 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊 第3分冊	4 6 0 1 9 4 6 0 2 0 4 7 0 1 9 4 7 0 2 0	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに 実施時期 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊	4 6 0 1 9 4 6 0 2 0 4 7 0 1 9	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに 実施時期 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第3分冊 第3分冊	4 6 0 1 9 4 6 0 2 0 4 7 0 1 9 4 7 0 2 0	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部並びに 実施時期 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部 実施状況及び分析検討のそれぞれ一部

	第3分冊	48006	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
5	別紙	4 頁	(2)情報保証態勢の整備の一部
	第1分冊	02006	計画事項、実施状況及び分析検討のそれぞれ 一部
	第1分冊	0 2 0 0 7	計画事項、実施状況の一部及び分析検討の一部
	第1分冊	0 2 0 1 6	計画事項、実施状況の一部及び分析検討の一部
	第1分冊	0 2 0 5 2	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第1分冊	05002	分析検討の一部
	第1分冊	05008	分析検討の一部
	第1分冊	05112	実施要領及び分析検討のそれぞれ一部並びに 実施時期
	第1分冊	05116	実施要領及び分析検討のそれぞれ一部並びに 計画事項
	第1分冊	05117	実施要領及び分析検討のそれぞれ一部並びに 計画事項
	第1分冊	05118	計画事項、実施要領及び分析検討のそれぞれ 一部
	第3分冊	45027	依頼事項、実施状況及び分析検討のそれぞれ 一部
	第3分冊	45028	依頼事項、実施状況及び分析検討のそれぞれ 一部
	第3分冊	4 5 0 4 1	依頼事項及び実施状況の一部
	第3分冊	4 6 0 2 1	依頼事項、実施状況及び分析検討のそれぞれ 一部
	第3分冊	4 6 0 2 2	依頼事項、実施状況及び分析検討のそれぞれ 一部
	第3分冊	47022	依頼事項、実施状況及び分析検討のそれぞれ
		ないし47	一部
		0 2 9	
6	別紙	20頁	10 その他 (1)防衛協力・交流の一部
	第1分冊	05011	実施時期、実施状況の一部及び分析検討の一部
	第1分冊	0 5 0 1 2	計画事項、実施状況及び分析検討のそれぞれ 一部並びに実施時期

	第1分冊	0 5 0 1 3	計画事項及び実施時期並びに実施状況及び分
			析検討のそれぞれ一部
	第1分冊	05105	実施要領及び分析検討のそれぞれ一部並びに
			実施時期
	第1分冊	05106	実施時期,実施要領及び分析検討
	第1分冊	0 9 0 1 3	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第1分冊	1 3 0 0 1	実施時期及び実施状況のそれぞれ一部
	第1分冊	1 3 0 0 3	実施時期及び実施状況のそれぞれ一部
	第1分冊	1 3 0 0 4	実施時期及び実施状況のそれぞれ一部
	第1分冊	1 3 0 0 5	実施時期,実施状況及び分析検討
	第1分冊	1 3 0 0 6	実施時期,実施状況及び分析検討
	第2分冊	0 2 0 6 2	計画事項
	第2分冊	0 2 1 1 6	計画事項
	第3分冊	48011	依頼事項及び実施状況のそれぞれ一部並びに
			実施時期
7	別紙	18頁	8 施設
			(2)の一部
	第1分冊	0 2 1 0 6	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部
	第1分冊	1 8 0 0 1	実施状況及び分析検討のそれぞれ一部